

法第2条（用語の定義）特殊建築物、建築設備、居室、主要構造部

積層式書庫の床

図書館（学校の図書館を含む。）の屋内に設ける積層式書庫については、次の各号に該当するものに限り、その床版（層）を床として扱わない。

- ① 書架が設置される周囲の壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造とする。
- ② 主要構造部以外の構造部分（床版（層）、棚、階段等）は、全て不燃材料とする。
- ③ 書架が設置される部分の階高は5 m以下とする。

